

# 第8回 再就職手当・就業促進給付の活用方法

## 1. 全体像：就職促進給付の種類と使い分け

雇用保険の就職促進給付（早期就職・定着を後押しする給付）は、次の3類型です。

- **再就職手当**：基本手当の受給資格がある人が、1年以上の雇用見込み（原則週20時間以上で雇用保険に加入）で早期就職したときの一時金。
- **就業促進定着手当**：再就職手当の受給後、同一事業主に6か月以上継続雇用し、再就職後の賃金が離職前より低下している場合に、低下分を補う追加給付（※上限＝基本手当日額×支給残日数×20%）。
- **常用就職支度手当**：就職困難者が常用雇用（1年以上の雇用見込み）に就いた際の一時金（対象者限定）。

※就業手当は2025年4月1日付で廃止（令和7年改正）。

## 2. 再就職手当（メイン）

**対象のイメージ**：基本手当の受給資格があり、待期満了後に、1年以上の雇用見込み（かつ原則として週20時間以上で雇用保険に加入）の仕事に就いた人。

### 2-1. 主な支給要件（代表例）

- 基本手当の受給資格者であること（受給期間内の就職）。
- 待期（7日）満了後の就職であること。
- 就職先が安定した職業（1年以上の雇用見込み、雇用保険の被保険者となる就労）であること。
- 自己都合退職で給付制限中に就職する場合は、ハローワーク等の紹介経由での就職であること（自己応募のみは対象外になる場合あり）。
- 離職前の事業主やその関連先への再就職ではないこと（同一・関連会社への復帰は対象外）。
- 再就職前に失業認定を受けていること（求職活動の実績があること）。

ポイント:要件は細かい例外・注釈があります。迷ったら就職前に必ずハローワークへ相談。

## 2-2. 支給額(計算式)

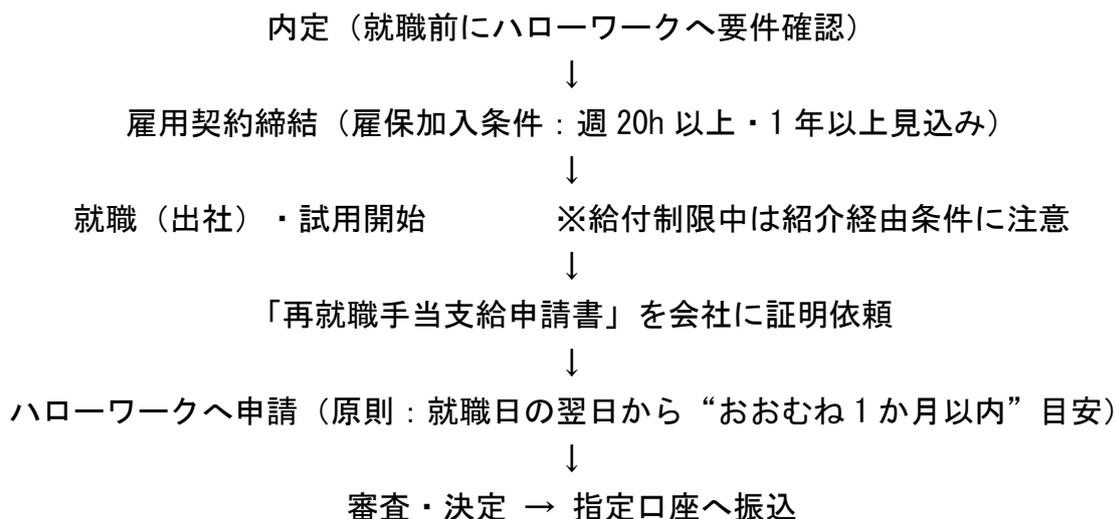
- 基本形:
  - 所定給付日数の残日数が「2/3 以上」残して就職 … 残日数 × 基本手当日額 × 70%
  - 所定給付日数の残日数が「1/3 以上」残して就職 … 残日数 × 基本手当日額 × 60%
- 上限・下限、調整:基本手当日額の上限適用等は、基本手当のルールに準拠。再就職後にまとまった賃金が支払われても、本給付の算式自体は変わりません。

計算例(若年・自己都合退職/所定給付日数 90 日/基本手当日額 4,000 円)

- 残 60 日で就職(2/3 以上):  $60 \text{ 日} \times 4,000 \text{ 円} \times 70\% = 168,000 \text{ 円}$
- 残 40 日で就職(1/3 以上):  $40 \text{ 日} \times 4,000 \text{ 円} \times 60\% = 96,000 \text{ 円}$

## 2-3. 手続きと締切(フロー)

内定～申請までの流れ(自己都合退職例)



提出物(例): 支給申請書(事業主証明欄あり)/雇用契約書の写し/出勤簿・賃金台帳の写し 等。

期限を過ぎると受給できないことがあります。就職したらすぐ人事・ハローワークに申請段取りを確認。

## 2-4. よくある“つまずき”と回避策

- 関連会社への復帰 → 原則対象外。資本・人事・取引関係など実質の関連性も判断材料になり得るため、内定前に要確認。
- 給付制限中の自己都合 → その期間内の就職は紹介経由が原則。自己応募のみだと対象外になる恐れ。紹介状の写し等、証憑を残す。
- 有期6か月契約 → 「1年以上の雇用見込み」要件に抵触。更新前提の文言や、次回更新予定の確認書面があるか相談。
- 在宅・副業型 → 二以上の事業主で週20h到達でも、被保険者資格の実務判断は要注意。事前に労基・ハロワに相談。
- 申請遅延 → 退職・転居で書類待ちになりがち。初日から証明依頼、スケジュールを逆算して確実に提出。

再就職手当のご案内(厚生労働省):

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/saishuushokuteate.pdf>

## 3. 就業促進定着手当(再就職後の賃金が下がった場合の追加給付)

対象のイメージ:再就職手当を受けた方で、同一事業主に6か月以上継続雇用し、再就職後の賃金が離職前より低い場合に、その差額を一定範囲で補う制度。

- 主な要件:
  - 再就職手当の受給があること。
  - 再就職先で6か月以上継続して雇用されていること(同一事業主)。
  - 再就職後の賃金水準が、離職前と比べて低下していること(賃金台帳・雇用契約等で確認)。
  - 申請に必要な書類(賃金台帳6か月分、出勤簿、雇用契約書の写し等)を提出できること。
- 支給額の考え方:離職前と再就職後の賃金の差額に基づき算定。上限=基本手当日額×支給残日数×20%(2025/4/1以降)。



- ・ **ポイント**:6 か月経過後に申請可能。再就職先の給与体系(固定給/歩合給)によって必要資料が異なるため、**事前に必要書類を確認**。

就業促進定着手当のご案内(厚生労働省):[https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000042460\\_2.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000042460_2.pdf)

## 4. 常用就職支度手当(対象者限定)

就職困難者(例:障害のある方など、法令で定める一定の要件に該当)を対象に、\*\*常用雇用(1年以上の雇用見込み)\*\*で就職した場合に支給される一時金。

- ・ **再就職手当との違い**:対象範囲が限定的。**併給は不可**(どちらか一方)。
- ・ **まず確認**:自分(または紹介先)が本手当の対象区分に当たるかを、ハローワークの窓口で要確認。

常用就職支度手当のご案内(厚生労働者):

[https://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/11/dl/s1126-8b\\_0003.pdf](https://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/11/dl/s1126-8b_0003.pdf)

## 5. 早見表(要件と給付のざっくり比較)

区分	就職・就業の形	主な要件の例	給付のイメージ
再就職手当	1年以上の雇用見込み、原則週20h以上・雇保加入	待期後の就職/関連先NG/給付制限中は紹介経由など	残日数×基本手当日額×70% or 60%の一時金
就業促進定着手当	再就職後の6か月継続雇用	再就職手当の受給が前提/賃金低下の確認	低下分の補填(上限=日額×残日数×20%)
常用就職支度手当	常用雇用(1年以上)・就職困難者	対象区分の該当が前提	一時金(内容は区分等により異なる)

**TIP**:自己都合の給付制限は原則1か月(一定要件で3か月)。教育訓練の受講で解除される場合あり。給付制限中に就職するなら紹介経由で要件を満たす準備を(早めの相談がカギ)。



## 6. よくある質問(FAQ)

Q1. 試用期間中でも申請できますか？

A. 可。ただし1年以上の雇用見込みが前提。試用期間終了時の本採用拒否が想定される契約形態だと認定に影響する場合あり。契約書の文言を確認。

Q2. 前の会社の関連会社に入社します。対象ですか？

A. 原則対象外。資本関係・役員兼任・実質支配など関連性があると判断されやすいので、入社前に必ず窓口へ相談。

Q3. フリーランスや個人事業として独立したい。再就職手当は？

A. 再就職手当は雇用による就職が前提。独立は対象外。別制度(創業支援等)を検討。

Q4. 就職後に短期間で退職したら返還が必要？

A. 一定要件に該当すると\*\*返還(全部・一部)\*\*が生じることがあります。就職の実態や期間により判断されるため、進路に迷う場合は申請前に相談を。

Q5. 再就職手当と就業促進定着手当の関係は？

A. 選択関係ではありません。まず早期就職で再就職手当(残日数×基本手当日額×70%/60%)を受け、その後、同一事業主に6か月継続し賃金が離職前より低下していれば就業促進定着手当を追加申請できます。上限は\*\*基本手当日額×支給残日数×20%。

## 7. 専門用語の補足

- 所定給付日数:基本手当を受けられる“最大の日数”。年齢・被保険者期間・離職理由で決定。
- 基本手当日額:退職前の賃金を基に算出する1日あたりの基本手当額(上限・下限あり)。
- 安定した職業:1年以上の雇用見込みがある雇用を想定。原則週20時間以上で雇用保険の被保険者となる就労。

- **給付制限:** 自己都合退職等で、待期後さらに\*\*一定期間(原則 1 か月)\*\*基本手当が支給されない期間。
- 

## 参考・注意

- 本資料は **2025 年 8 月時点**の一般的な取り扱いを前提に作成。詳細な要件・例外は地域・個別事情で異なる場合があります。
- **最終確認**はハローワーク(公共職業安定所)や厚生労働省の最新資料で行い、疑問点は申請前に必ず窓口へ。
- **雇用保険の被保険者要件**は現行「週 20 時間以上」。10 時間以上への適用拡大は **2028 年 10 月 1 日施行予定**(本資料は現行要件で記載)。
- **基本手当日額**の上限・下限は毎年 8/1 に改定。2025/8/1 以降の最新数値は厚労省の公表資料を参照。
- **育児分野の新給付**(出生後休業支援給付金／育児時短就業給付金)は **2025/4/1 創設**。詳細は育児関係回の資料を参照。